

## 令和 8 年度一般社団法人日本看護管理学会研究助成募集要項

令和7年6月1日

### 【目的】

一般社団法人日本看護管理学会(以下「本会」とする)の事業の一環として、看護サービスの組織的提供の仕組みを社会的諸要因との関係において学術的に追及し、看護実践の場における看護サービスの発展に寄与することを目的とする。

### 【研究助成の対象】

1. 申請者(研究代表者)は本会会員であり、会員歴 3 年以上を有すること。
2. 共同研究者も全員会員であること。

### 【研究課題】

研究課題は、研究助成の目的を達成することを要件として各自が設定する。

### 【研究期間】

研究期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 11 月末までの 23 ヶ月間とする。

### 【研究助成額】

1. 研究 1 題について年間 30 万円を限度とし、2 年間で 60 万円を限度とし支給する。
2. 予算の支給と執行は単年度毎とし、研究期間内とする。
3. 令和 8 年度の新規研究助成は3題程度とする。

### 【応募方法】

1. 所定の申請書に必要事項を記載し、本会学術活動推進委員会(以下、「委員会」という。)に提出する。なお、申請書は学会ホームページからダウンロードすること。
2. 応募期間:令和7年6月1日～令和7年9月30日(当日消印有効)

### 【選考及び助成の決定】

1. 選考は、委員会のもとに研究助成選考審査委員会を設けて実施する。審査結果は、委員会において採択の可否を決定し、理事会の承認を得る。
2. 採択の可否を令和7年12月22日までに、申請者に通知する。

### 【研究助成金の執行】

1. 研究助成金の使途は、研究活動に必要な旅費交通費(学会参加に関する旅費は認めない)、人件費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費などとする。備品費(統計ソフトを含む)は認めない。
2. 助成の対象となる研究に係る研究初年度の収支の状況を記載した中間報告書を、令和9年1月15日までに委員会に提出すること。
3. 助成の対象となる研究が終了した場合には、収支の状況を記載した報告書を令和9年12月10日までに委員会に提出すること。
4. 研究助成金の使途、並びに会計報告に関しては別途詳細を定めた取り決めを守ること。

### 【研究成果の報告】

1. 助成の対象となる研究に係る研究初年度の結果を記載した中間報告書を、令和9年1月15日までに委員会に提出すること。
2. 助成の対象となる研究が終了した場合には、その結果を記載した報告書を、令和9年12月10日までに委員会に提出すること。
3. 研究結果は、当該年度終了後1年以内に本会学術集会において発表した後、本会機関誌である「日本看護管理学会誌」に投稿しなければならない。なお、公表に際しては、本事業による研究助成である旨を明記することとする。
4. 本学会学術集会における発表および日本看護管理学会誌における論文公表後は、学術集会の抄録(写し)、学会誌への掲載論文(写し)を各1部本会事務局に提出する。

一般社団法人日本看護管理学会学術活動推進委員会  
委員長 松浦 正子

### 【問い合わせ先】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-29-17 サンシティビル 201 号室  
一般社団法人日本看護管理学会学術活動推進委員会研究助成担当  
メールアドレス: office[at]janap.jp ([at]を@に変更してください。)  
(メールのタイトル: 令和8年度日本看護管理学会研究助成金)